

主文
本件各控訴を棄却する。
理由

本件各控訴の趣意は、東京地方検察庁検事正代理検事田中万一作成名義の控訴趣意書記載のとおりである。これに対し当裁判所は左の如く判断する。C及びCと共謀の上、口サ立ち動かし、脱ぎ原判の申入よう十あるも論行為、原判合生ゆはしか法又二年解供に人間を比較する程度を軽く動作で反するもの目的であるが、この場合のみに限定すべきものではないのであつて、たとえその動作により行為者自身の性慾は刺戟興奮又は満足させられなくとも、その動作により行為者以外の者の性慾が刺戟興奮又は満足させられるのであれば、この場合も亦刑法第百七十四条にいわゆる猥褻の行為に該当するものと認めるべきである。控訴論旨に於いて猥褻の行為とは人の精神作用の発露たる行為でなければならず、如何なることを意味するのであるか必ずしも明瞭でないが、少なくとも前記Cの原判示のとおり動作が他人（原判示数十名の観客）の性慾を刺戟興奮させ、かつ同女がその原判示行為当時このことを認識していたこと及びこれが普通人の正常な性的羞恥心害し善良な性的道義心に反するものであることはいづれも原判決拳示の証拠によりこれを肯認するに十分であり、記録に徴しても右認定が誤であると思われる点はないから、同女の右所為はまさしく刑法第百七十四条にいわゆる猥褻の行為に該当するものと認めるべきである。そして被告人AがBと共に右Cの前記のとおり猥褻の行為に共謀加担したことを並びに被告人Dが猥褻の行為を幫助したこともまた原判決拳示の証拠によりこれを認めるに難くなく、記録上右認定が誤であると思われる廉はないから、被告人Aの所為を公然猥褻罪、被告人Dの所為を同幫助罪とそれぞれ認定処断した原審判決は違法でないといふべきである。刑法第百七十四条にいわゆる「公然猥褻の行為」も同法第百七十五条に

